

改正後条例全文

○神奈川県迷惑行為防止条例

(昭和38年7月12日神奈川県条例第26号)

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例をここに公布する。

神奈川県迷惑行為防止条例

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もつて県民及び滞在者の生活の平穩を保持することを目的とする。

(粗暴行為の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、埠(ふ)頭、興行場、飲食店、遊技場その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)又は電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物(以下「公共の乗物」という。)において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、言い掛かりをつけ、すごむ(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団をいう。)の威力を示す行為を含む。)等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

2 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、ゆえなく、わめき、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場における混乱を誘発し、又は助長するような言動をしてはならない。

3 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、鉄パイプ、木刀、金属バット、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第22条本文の規定により携帯を禁止される刃物を除く。)その他これらに類する物で、人の身体に重大な危害を加えるのに使用されるおそれがあるものを、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、不安を覚えさせるような方法で、携帯してはならない。

(卑わい行為の禁止)

第3条 何人も、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服その他の身に着ける物(以下「衣服等」という。)の上から、又は直接に人の身体に触れること。

(2) 人の下着若しくは身体(これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下「下着等」という。)を見、又は人の下着等を見、若しくはその映像を記録する目的で写真機その他これに類する機器(以下「写真機等」とい

う。)を設置し、若しくは人に向けること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、集会場、事務所、学校その他の不特定若しくは多数の者が利用する場所(公共の場所を除く。)にいる人又は貸切バス、タクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物(公共の乗物を除く。)に乗っている人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、前項第2号に掲げる行為をしてはならない。

3 何人も、人を著しく羞恥させ、若しくは人に不安を覚えさせるような方法で住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服等の全部若しくは一部を着けないでいるような場所にいる人の姿態を見、又は、正当な理由がないのに、衣服等の全部若しくは一部を着けないで当該場所にいる人の姿態を見、若しくはその映像を記録する目的で、写真機等を設置し、若しくは人に向けてはならない。

(金品の不当な要求行為の禁止)

第4条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、立ちふさがり、つきまとい、いいがかりをつける等迷惑を覚えさせるような言動で、金品を要求してはならない。

(押売行為等の禁止)

第5条 何人も、住居その他人の現在する建造物を訪れて、物品の販売若しくは買受け、物品の修理、加工若しくは配布、遊芸、広告の掲載その他の役務の提供又は広告若しくは寄附の募集(以下「販売等」という。)を行うに際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 販売等の申込みを断わられたにもかかわらず、物品を展示し、座り込む等速やかにその場から立ち去らないこと。

(2) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかし、住居その他の建造物、器物等にいたずらする等不安を覚えさせるような言動をすること。

(3) 依頼又は承諾がないのに役務の提供を行って、その対価をしつように要求すること。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対して販売等を行うに際し、不安を覚えさせるような著しく粗野若しくは乱暴な言動をし、又は依頼若しくは承諾がないのに役務の提供を行って、その対価をしつように要求してはならない。

(乗車券等の不当な売買行為の禁止)

第6条 何人も、乗車券、急行券、指定券、寝台券その他の運送機関を利用し得る権利を証する物又は入場券、観覧券その他の公共の娯楽施設を利用し得る権利を証する物(以下「乗車券等」という。)を、不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、乗車券等を、公共の場所又は公共の乗物において、買い、又はうろつき、人につきまとい、呼び掛け、ビラその他の文書図画を配り、若しくは掲示し、若しくは公衆の列に加わって買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た乗車券等を、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に売り、又はうろつき、人につきまとい、呼び掛け、ビラその他の文書図画を配り、若しくは掲示し、若しくは乗車券等を展示して売ろうとしてはならない。

(座席等の不当な供与行為の禁止)

第7条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対し、座席、座席を占めるための列の順位又は駐車場所(以下「座席等」という。)を占める便益を対価を得て供与し、又は座席等を占め、若しくは人の身边に立ちふさがり、若しくはつきまとつて、座席等を占める便益を対価を得て供与しようとしてはならない。

(景品買行為等の禁止)

第8条 何人も、遊技場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号の遊技場をいう。以下同じ。)の営業所又はその付近において、遊技場の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとつて、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。

2 何人も、遊技場の営業所又はその付近において、遊技場の営業者が遊技客に放出した賞品玉を転売するため、若しくは賞品と交換するため、又は転売し、若しくは賞品と交換する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとつて、賞品玉を買い、又は買おうとしてはならない。

(不当な客引行為等の禁止)

第9条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをし、又は呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客となるよう誘引をすること。
- (2) 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。
- (3) 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。)において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。
- (4) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供について、客引きをし、又は利用者となるよう勧誘をすること。
- (5) 売春類似行為(対価を受け、又は受ける約束で、性別にかかわらず、不特定の相手方と性交類似行為をすることをいう。)をするため、客引きをし、若しくは客待ちをし、又は呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客となるよう誘引をすること。

- (6) 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事させる目的で勧誘をすること。
- ア 人の性的好奇心をそそる行為(当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。)
 - イ 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等のしつような方法で、客引きをし、又は役務に従事させる目的で勧誘をすること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。
- 3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為について、呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客又は利用者となるよう誘引をしてはならない。
- (1) 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - (2) 深夜において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供
 - (3) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供
- 4 何人も、公衆の通行の用に供する場所において、第1項各号に掲げる行為(同項第5号及び第7号に掲げる行為を除く。)を行う目的で、うろつき、とどまり、又はたむろしてはならない。
- 5 何人も、公衆の通行の用に供する場所において、不特定の者に対し、次に掲げる営業について、客引き(第1項第7号に掲げる行為を除く。)をし、若しくは呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客となるよう誘引をし、又はこれらの行為を行う目的でうろつき、とどまり、若しくはたむろしてはならない。
- (1) 飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の許可を受けて営むものをいい、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。)
 - (2) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供して営む営業
- 6 警察官は、次の各号に掲げる行為が行われていると認めるときは、当該行為を行つている者に対し、それぞれ当該各号に掲げる行為の中止を命ずることができる。この場合において、当該命令の効力は、当該命令後最初の午前

6時までとする。

(1) 第3項の規定に違反する行為

(2) 第4項の規定に違反する行為

7 公安委員会は、前項各号に掲げる行為が行われた場合において、当該行為を行つた者が更に反復してそれぞれ当該各号に掲げる行為を行うおそれがあると認めるときは、当該行為を行つた者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めてそれぞれ当該各号に掲げる行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

8 公安委員会は、次に掲げる行為を業として行うもの(以下「事業者」という。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し、第1項から第4項までの規定に違反する行為をしたときは、当該事業者に対し、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができる。

(1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

(2) 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

(3) 深夜において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供

(4) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供

9 公安委員会は、事業者が前項の指示に従わなかつたときは、当該事業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

10 公安委員会は、第7項又は前項の規定による命令をしようとするときは、神奈川県行政手続条例(平成7年神奈川県条例第1号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

11 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

(迷惑ビラ等を配る行為等の禁止)

第10条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公共の場所において、次のいずれかに該当する写真若しくは絵又は文言等を掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したビラその他の文書図画(以下「迷惑ビラ等」という。)を配ること。

ア 人の性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵

イ 人の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態の写真又は絵であつて、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの

ウ 人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表す文言等

エ 人の性的好奇心をそそる物品又は性具その他の性的な行為の用に供する物品の販売を表す文言等であつて、人を著しく羞(しゆう)恥させるような卑わいなもの

(2) 電話ボックス、公衆便所その他公衆の用に供する建築物の内側、公衆の見やすい屋外の場所又は公衆が出入りすることができる屋内の場所であつて公衆の用に供する屋外の場所から容易に見える場所に、迷惑ビラ等を掲示し、又は配置すること。

(3) 正当な理由がないのに、住居その他人の現在する建造物に迷惑ビラ等を配ること。

2 何人も、前項各号に掲げる行為を行う目的で、迷惑ビラ等を所持してはならない。

3 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に第1項の規定に違反する行為をさせてはならない。

(つきまとい等の禁止)

第11条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定するつきまとい等、同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等及び同条第4項に規定するストーカー行為を除き、第1号から第4号まで及び第5号(同条第2項に規定する電子メールの送信等(以下「電子メールの送信等」という。))に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復して行つてはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快若しくは嫌悪の情を催させるような物又は当該感情を催させるようなものを視覚若しくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第8号において同じ。)その他の記録を送付し、又はその知り得る

状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物若しくはその性的羞恥心を害するものを視覚若しくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第3条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。))により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

(10) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

(深夜における不安を覚えさせる行為の禁止)

第12条 何人も、深夜において、正当な理由がないのに次に掲げる行為をして、近隣の者に不安を覚えさせてはならない。

(1) 花火をすること。

(2) 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発すること。

(水浴場等における危険行為等の禁止)

第13条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、みだりに、ヨット若しくはモーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇等又はこれらにけん引される物を縫航し、急転回し、疾走させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者(以下「遊泳者等」という。))に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

2 何人も、遊泳者等の浮輪、手こぎのボートその他の小舟、器物等に、正当な理由がないのにいたずらをして、不安を覚えさせ、又はその遊泳若しくは遊戯を妨げてはならない。

3 何人も、遊泳、行楽等のため多数の人が集まっている海水浴場、河川敷地等の、通常、一般交通の用に供しない場所において、みだりに、自動車、原動機付自転車若しくは軽車両を走行させ、又は排気音を発する等公衆に対し、著しく不快の念を抱かせるような行為をしてはならない。

(登山等における危険行為等の禁止)

第14条 何人も、登山又はハイキング(以下「登山等」という。)を行う場所に

において、登山等を行つている者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 進路を示す道標の方向を変える等により、進路を誤らせるおそれのある行為

(2) 岩石等を落とし、又は転がして、危険を覚えさせるような行為

(罰則)

第15条 第3条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第7項の規定による命令に違反した者

(2) 第9条第9項の規定による命令に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条の規定に違反した者

(2) 第11条の規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(1) 第9条第2項の規定に違反した者

(2) 第10条第3項の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(1) 第2条の規定に違反した者

(2) 第4条の規定に違反した者

(3) 第5条の規定に違反した者

(4) 第7条の規定に違反した者

(5) 第8条の規定に違反した者

(6) 第9条第1項の規定に違反した者

(7) 第10条第1項の規定に違反した者

(8) 第13条の規定に違反した者

6 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(1) 第9条第6項第1号の行為に対する同項の規定による命令に違反した者

(2) 第10条第2項の規定に違反した者

(3) 第14条の規定に違反した者

7 第9条第6項第2号の行為に対する同項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第16条 常習として前条第1項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前条第3項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万

円以下の罰金に処する。

3 常習として前条第4項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 常習として前条第5項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第15条第2項第1号、第4項、第5項第6号若しくは第7号、第6項第1号又は第7項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。